

# 雲南市からのお知らせ

ありがとうございます

## ◎雲南市へ

日本刺繍による市章  
日本刺繍美術院

木村 義弘さん（木次町）  
木村 千鶴さん（木次町）  
坂本 暢子さん（木次町）  
川島 康子さん（大東町）  
錦織さよ子さん（大東町）



左から速水市長、木村千鶴さん、坂本暢子さん、川島康子さん、錦織さよ子さん

## ※日本刺繍

日本の長い刺繍の歴史の中で独自の技法、刺し方が生み出され「日本刺繍」として受け継がれています。

その特徴は、木綿でなく絹糸を使用している点、糸の太さを調整しながら繊細で緻密な表現の作品になる点などにあり、制作には多くの時間を要します。

ありがとうございます

## ◎叙勲受章

多年にわたり教育者として教育の充実・振興のために貢献された功績により

## ●教育功勞 瑞宝双光章受章

内田 力男さん（加茂町立原）  
川本 盛夫さん（木次町木次）  
叙勲の榮譽に対し、心から敬意と祝意を表します。

## ◎民生・児童委員を退任された方特別表彰

民生・児童委員を退任された方のうち、20年以上在職、また75歳以上で15年以上在職され、多年にわたり社会福祉の増進に寄与された功績により

田中安隆さん（木次町） 渡部昭男さん（加茂町）  
安部 一さん（木次町） 森山貞吉さん（大東町）  
園山定雄さん（三万町） 玉木博子さん（木次町）



受賞者のみなさんと速水市長

## ◎平成16年度消防庁長官定例表彰

【永年勤続功勞章】

井谷憲治さん（木次方面隊）  
朝山 猛さん（掛合方面隊）

## ◎アンサンブルコンテスト全国大会

【銀賞受賞】木管弦打楽器8重奏  
加茂中学校吹奏楽部

小池亜衣さん 横原絵美さん  
今岡裕美さん 神門成美さん  
岡田 都さん 渡部あかりさん  
保科有香さん 武藤なつみさん

## 行政相談週間について

### 総務部総務課

☎0854・40・1000

今年の春の行政相談週間は、5月16日（月）～22日（日）です。

行政相談委員が行政相談所を開設します。相談は無料で秘密は守られますのでお気軽にお出かけください。

### 行政相談委員のみなさん

落合 昭治さん（大東町）  
渡部多加子さん（木次町）  
黒田 徳郎さん（加茂町）  
大島二三恵さん（吉田町）  
山中満寿夫さん（掛合町）  
高尾 正治さん（三刀屋町）

## 雲南市児童女性相談室の開設について

健康福祉部内児童女性相談室

☎0854・40・1046

市では平成17年4月から児童・女性に関する相談窓口を開設しました。相談は無料ですので、お気軽にご相談ください。

### 相談時間

月曜日～金曜日 8時30分～17時  
（休祝日、年末年始を除く）

なお、島根県の木次健康福祉センターにおいて実施されてきました雲南圏域における女性相談業務は、平成17年度から出雲児童相談所で行なわれます。

また、雲南市内で開設される定期的な相談日もありますので、出雲児童相談所にお問い合わせください。

### ■島根県・女性相談室

出雲児童相談所女性相談専用ダイヤル

☎0853・21・8789

### ■定期的な相談日の開設

【日時】第1、3水曜日 10時～15時

【場所】島根県東部福祉事務所（木次町）

※実施日前日までに予約が必要です。



なお、相談所の開催場所、日時等は各総合センターよりお知らせします。

## お詫びと訂正

市報うんなん4月号の記載内容に誤りがありましたので、お詫びして訂正します。  
22ページ、雲南市からのお知らせの見出し「平成17年度固定資産税賦課額の縦覧について」と「平成17年度国民健康保険料仮算定について」の標記が逆でした。  
25ページ、水道局工務第二課事務所移転のお知らせ、電話番号は43・2447でした。

雲南市精神障害者通院医療費・交通費助成事業について

健康福祉部長寿障害福祉課  
☎0854・40・1042  
または各健康福祉センターまで  
市では、市内に住所を有する精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第32条（通院医療費公費負担患者票）の決定を受けている方に対して、該当疾患の通院にかかる医療費及び交通費の助成を行っています。  
医療費については医療機関等に支払う一部負担金の額を、交通費については公共交通機関を利用した場合の交通費の1/2の額をそれぞれ助成します。（一部対象にならない場合、助成金額が異なる場合があります）  
詳細については、各健康福祉センターまたは健康福祉部長寿障害福祉課にお願いします。

父子家庭の児童のすこやかな成長を支える  
父子児童手当の支給について

健康福祉部子育て支援課  
☎0854・40・1044  
または各健康福祉センターまで  
母と生計を同じくしていない児童について、心身の健やかな成長を願って支給される手当です。  
■手当を受けられることができる方  
次の条件に当てはまる18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童を監護している父、または父にかわってその児童を養育している方が支給できます。

平成17年度の環境に関する補助金事業について

市民部環境対策課  
☎0854・40・1033  
または各総合センター総合調整課まで  
今年度、次の環境関係補助金がありますので、ぜひ活用ください。  
●新エネルギーの導入を促進する「住宅用太陽光発電導入促進事業補助金」  
発電装置1kw当り4万円・上限3kwまでの補助ができます。  
●ごみの減量を促進する「生ごみ処理容器購入費補助金」  
購入金額の1/3とし、1基につき2万円までの補助ができます。  
●良好な生活環境づくりを促進する「ごみ集積施設整備費補助金」  
①可燃ごみ集積施設：設置費の1/2とし、3万円までの補助ができます。  
②不燃ごみ集積施設：設置費の1/2とし、4万円までの補助ができます。

「ゴミを減らそう！資源を活かそう！」  
リサイクルに御協力ください

市民部環境対策課  
☎0854・40・1033  
または各総合センター総合調整課まで  
雲南市のゴミ排出量は、年々増加の1途をたどっています。家庭等から出るゴミの量を減らすことと資源を有効利用することを目的とし、次のような事業を展開していきます。  
●古紙回収（ダンボール、雑誌、新聞紙）  
●使用済みの割り箸回収  
日程、回収方法については後日チラシ

① 父母が婚姻を解消した児童  
② 母が死亡した児童  
③ 母の生死が明らかでない児童  
ただし、児童が本市に住所を有しないとき、里親に委託されているとき、父が再び婚姻し、生計を一にしたときは支給されません。  
■支給額  
月を単位として該当児童1人当たり5千円です。毎年4・8・12月の3期にそれぞれの支給月の前月までの分を支給します。  
■支給制限  
前年の所得（年間の収入金額から給与所得控除などを控除した額）が次の表にある額以上であるときは、手当は支給されません。

扶養家族等の数	所得制限限度額
0人	1,920,000円
1人	2,300,000円
2人	2,680,000円
3人	3,060,000円
以降1人につき	380,000円/加算

※平成17年4月1日現在

重度障害者等介護手当について

健康福祉部長寿障害福祉課  
☎0854・40・1042  
または各健康福祉センターまで  
市では介護保険の対象にならない重度障害者等を在宅において介護している方を対象に、介護手当を支給しています。

市民のみなさんと協力して、身近なところから取り組む事業です。ご協力をお願いします。  
市民部環境対策課  
☎40・1033  
雲南エネルギーセンター ☎49・6332  
雲南リサイクルプラザ ☎42・3391  
いいしグリーンセンター ☎72・9217

ごみの持ち込みと料金変更等のお知らせ

市民部環境対策課  
☎40・1033  
雲南エネルギーセンター ☎49・6332  
雲南リサイクルプラザ ☎42・3391  
いいしグリーンセンター ☎72・9217  
■瓦・ブロック・コンクリート等破片の持ち込みについて  
◎4月以降の持ち込み  
加茂町の方  
これまでどおり加茂処分場へ  
大東・木次・三刀屋町の方  
リサイクルプラザの最終処分場へ  
吉田・掛合町の方  
いいしグリーンセンターへそれぞれ搬入をお願いします。  
なお、次の点にご注意ください。  
① 持ち込みは、瓦・ブロック・コンクリート等破片で家庭から出た少量のごみに限ります。  
② 家の解体・新築等で出たものは持ち込み出来ません。  
③ 業者の方は産業廃棄物として処理をお願いします。  
④ 持ち込みは、袋またはダンボールに入れてください。なお、空の袋、ダンボールは持ち帰り願います。  
■持込日  
・加茂処分場（加茂町の方）  
毎月15日～21日の午前中

■「重度障害者等」とは？  
● 身体障害者手帳1～2級を所持し、日常生活動作に介護を要する  
● 療育手帳Aを所持し、日常生活動作に介護を要する方  
● その他常時監護又は介護を要する方で市長が認める方  
ただし、重度障害者等が次のいずれかに該当するときは手当を支給することができません。  
・雲南市内に住所を有しない  
・入院して3月以上経過したとき  
・40歳以上で介護保険の対象となる方  
・被介護者の属する世帯が所得税課税世帯であるとき

■支給額  
月単位で支給し、月額5千円です。  
■支給時期  
申請が行われた月の翌月分から支給対象となり、毎年7・11・3月の3期にそれぞれ支給月までの手当を支給します。  
■申請について  
申請は各健康福祉センターまたは、長寿障害福祉課まで

更生医療給付制度について

健康福祉部長寿障害福祉課  
☎0854・40・1042  
または各健康福祉センターまで  
■更生医療とは？  
身体障害者福祉法に基づく身体障害者に対する、障害を軽減する医療に対する自己負担軽減措置です。  
■リサイクルプラザ処分場  
「平成17年度ごみの分け方・出し方」の直接持込方法をご覧ください。  
・いいしグリーンセンター  
「平成17年度ごみの収集カレンダー」の直接搬入方法をご覧ください。  
■持込料金  
いずれの処分場も10kgあたり42円です。  
■家電リサイクル品の搬入方法の変更について（吉田町・掛合町の方へ）  
家電リサイクル品（テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫、冷凍庫）の搬入について、運搬料の支払方法、料金が変更となります。これまで総合センターで運搬料3千円を支払った後、いいしグリーンセンターへ持ち込んでいましたが、4月より、直接いいしグリーンセンターへ持ち込み、運搬料（2千100円）を支払ってください。  
■連休期間中（4月終りから5月初め）のごみの減量についてのお願  
期間中はごみの減量をし、出される際は分別・水切りを十分に行ってください。連休期間中のごみの収集日は、  
■大東・加茂・木次・三刀屋  
① 可燃ごみ：別途配布する自治会回覧文書及び、ケーブルテレビ案内放送をご覧ください。  
② 不燃ごみ：配布済みの日程表をそれぞれご覧ください。  
■吉田・掛合  
可燃ごみ・不燃ごみともに配布済の「ごみの収集カレンダー」及び、ケーブルテレビ案内放送をご覧ください。

更生医療は福祉医療より優先される制度ですが、更生医療の利用後、なお自己負担額が発生する場合は、福祉医療をあわせて利用することができます。  
◎更生医療の対象となる代表医療の例  
視覚障害：白内障・水晶体摘出術  
心臓障害：狭心症、心筋梗塞・バイパス術、心臓弁膜症・人工弁置換術  
じん臓障害：慢性じん不全・人工透析など

■申請について  
申請には更生医療指定医療機関の医師の意見書等が必要となります。詳しくは医療機関または各健康福祉センター、長寿障害福祉課まで

こいのぼりの寄贈ありがとうございました

建設部建設工務課 ☎0854・40・1063  
先月号などで、こいのぼりを募集したところ、約80件の問い合わせがあり、多数のこいのぼりをご寄贈いただきました。  
今後、寄贈されたこいのぼりは、お花見レガッタや子供の日の頃、木次町簸上橋から下熊谷橋（潜水橋）までの河川敷に掲揚しますので、ぜひお出かけください。  
なお、紙面をもってお礼に代えさせていただきます。ありがとうございました。



地域ボランティア活動に伴う回収ごみの処理について

市民部環境対策課  
☎0854・40・1033  
または各総合センター総合調整課まで  
道路、河川にごみの不法投棄があるとを絶ちません。不法投棄は法律に触れる犯罪です。これに違反すると罰金などにより罰せられます。  
一方、ごみが不法投棄されるかたわらで、多くのみなさんが投棄されたごみの回収ボランティアに参加されています。  
この地域ボランティアにより集められたごみの処理について今後は、雲南エネルギーセンター・リサイクルプラザ・いいしグリーンセンターで無料で処理することになります。  
なお、処理場へは総合センターで申し込みのうえ持ち込んでください。  
※回収したごみは分別をお願いします。  
ごみのない町や自然はみんなの願いです。不法投棄をなくし、美しい雲南市をつくりましょう。

個別予防接種委託医療機関の変更について

健康福祉部健康推進課  
☎0854・40・1045  
3月に雲南市予防接種のご案内を送りましたが、その中に記載している個別予防接種委託医療機関のうち、大東町「晴木医院」では実施されないことになりましたので、お間違えないようご注意ください。

日登地区農業集落排水供用開始について

建設部下水道課

☎0854・422・3471

または木次総合センター事業管理課

☎0854・400・1082

4月15日から、木次町日登地区の農業集落排水を供用開始しており、1年以内にし尿処理浄化槽などの使用を止め、農業集落排水に接続しなければなりません。また、くみ取り便所のご家庭は3年以内に水洗トイレに替える必要があります。

●工事には必ず指定工事店を

汚水を農業集落排水に流すためには、各家の敷地内に設置された公共桝に排水管を接続させる宅内配管工事が必要となります。

この配管工事は個人負担で行っていただきますが、工事は市に登録されている「指定工事店」でないとできないことになっていきます。

また、指定工事店は工事の申請に必要な手続きをさせていただきますので、工事は必ず指定工事店をお願いします。



雲南市都市計画審議会の開催について

建設部都市建築課

☎0854・400・1064

雲南市都市計画審議会が3月11日に開催されました。

都市計画審議会は、都市計画法に基づき市長の諮問等に応じて学識経験者、住民代



速水市長へ原案のとおり変更する旨、答申されました。廣嶋審議会会長（写真右）

表等の第三者の方々に委員になっていただき、都市計画を決める前にその案件について調査・審議します。今回は、木次都市計画道路の変更に伴い審議が行われました。なお、都市計画審議会委員を次のみなさんへお願いしました。

雲南市都市計画審議会委員（敬称略）

会長：廣嶋清志

（島根大学法文学部山陰研究センター教授）

会長職務代理者：片木克男

（米子工業高等専門学校建築学科教授）

委員：板持 庸（雲南市農業委員会、雲南市商工会協議会、

田部英雄（雲南市商工会協議会、

日野 守、内田郁夫、安原重隆、

金山壽忠、石川幸男、

加藤欽也（雲南市議会、

後藤節郎（島根県木次土木建築事務所、

眞鍋俊彦（島根県警察署、

熱田恵子、川角光子、

中村節夫（住民代表）

商工業者への各種助成制度について

産業振興部商工観光課

☎0854・400・1054

市では商工業者への支援施策として「雲南市産業振興条例」を制定し、次の助成制度を創設しました。

◎雲南市企業立地促進助成金交付要綱

具体的な適用範囲、助成措置、手続き等について規定。但し、投下固定資産総額が2千500万円以上であり、なお且つ増加する雇用の数が5人以上であることが最低条件です。

①企業立地助成金

事業開始に伴う投下固定資産総額が2千500万円以上である場合、それに対応して納付した固定資産税額に相当する額の助成（3年間）

②雇用促進助成金

事業開始に伴い1年以上引き続き常時雇用する者で、雲南市に在住する雇用人一人につき5万円の助成（限度額200万円、交付は1年限り）

③用地取得助成金

土地取得代金の15%以内（限度額300万円）

④緑化環境整備助成金

緑化環境整備事業費の15%以内とし、工場等建設時又は事業開始日から3年以内に完成したもの（限度額100万円）

◎雲南市商工業活性化支援補助金交付要綱

小規模経営事業者が持続可能な商工業活動を展開し、地域づくりの中心的な役割を發揮できるように支援するものです。

①店舗改装補助金

雇用の改善、集客力の向上を図る目的か

ら、既存の店舗、工場などの改装、改築工事に対する補助

●補助対象事業費は100万円以上

年間同一補助事業者等に対し、補助金の限度額30万円以内

②店舗家賃補助金

市内で創業する事業者の負担の軽減を図り、事業の健全経営を促すために創業期における工場、事務所、店舗、研究所等を賃借する際の賃借料補助

●1カ月3万円を限度、補助期間12カ月以内

③金融支援対策事業補助金

島根県が実施する中小企業制度融資「小規模企業育成資金」、「緊急経営支援資金」及び「構造転換支援資金」について、島根県信用保証協会に支払った保証料について補助

●据え置き期間を含め、補助期間36カ月以内

●保証料の一括払いのみを対象とする

●補助金の限度額は10万円

●詳細については商工観光課までお問合せください。

●現金詐欺にご注意ください！

松江社会保険事務所

☎0852・277・4165

最近、年金受給者や被保険者及びその家族に対して、社会保険事務所の職員等を装って、訪問による現金詐欺の被害が発生しています。

不審に思われる訪問や照会等があった場合には、相手の身分証明証の提示を求めるか、または所属・氏名を確認していただき、松江社会保険事務所へお問い合わせください。

